

請願第 4 号



所得税法第 56 条の見直しを求める意見書についての請願

令和 5 年 8 月 24 日

写

かすみがうら市議会  
議長 小座野定信 様

請願者

〒305-  
[REDACTED]

茨城県つくば市  
[REDACTED]

(ツチウラミンシュショウコウカイ  
フジンブキョウギカイ)

土浦民主商工会婦人部協議会  
[REDACTED]  
[REDACTED]

紹介議員

佐藤 文雄



服部 葵一



鈴木 夏司



塙本 直樹



井本 有史



〈趣旨〉

私たち中小零細業者（自営業者）は地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その事業を営む上でなくてはならない家族従業者の「働き分」（自家労賃）を「所得税法第 56 条」は「事業者の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」として必要経費と認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は 86 万円、家族は 50 万円控除されるのみで最低賃金にも達していません。このわずかな控除が家族従業者の所得とみられるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。交通事故で入院しても保障日額が専業主婦の 5,700 円より低い 2,300 円しか認められない事例もありました。

税法上は「青色申告」にすれば「働き分」を経費にすることができますが、同じ労働に対して申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾しています。

平成 26 年度以降はすべての白色申告者も「記帳義務化」が課され、青色と白色の差はなくなっています。

「国連女性差別撤廃委員会」は「人格にかかる差別はやめるべき」と日本政府に勧告しており、財務大臣は「56条の見直しについて研究する」と国会で表明しています。

SDGs の中で掲げられているジェンダー平等の観点からも解決すべき問題です。

アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスなど世界の主要国においては、家族労働者の「働き分」(時価労賃)を必要経費として認め、家族従業者の人権・労働を正当に評価しています。日本では 568 自治体(2023.6.30 現在)で「所得税法第 56 条」の見直しや廃止の意見書が採択されています。茨城県ではつくばみらい市・石岡市・土浦市・つくば市・阿見町で採択されています。

#### 〈理由〉

「所得税法第 56 条」を見直し家族従業者への「働き分」(自家労賃)を認め、その支払い分を必要経費に算入できるよう、国に意見書を上げていただきますようお願いいたします。

# 所得税法第 56 条見直しを求める意見書（案）

零細中小業者（自営業者）は地域の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。

その事業を営む上でなくてはならない家族従業者の「働き分」（自家労賃）を「所得税法第 56 条」は「事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」とし、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者は 86 万円、家族は 50 万円控除されるのみで最低賃金にも達していません。家族従業者はわずかなこの控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。交通事故で入院しても保障日額が専業主婦の 5,700 円より低い、2,300 円しか認められない事例もありました。

税法上は「青色申告」にすれば「働き分」を経費にすることができますが、同じ労働に対して申告の仕方によって差をつける制度自体が矛盾しています。

平成 26 年以降はすべての白色申告者も「記帳義務化」が課され、青色と白色の差はなくなっています。

「国連女性差別撤廃委員会」は「人格にかかる差別はやめるべき」と日本政府に勧告しており、財務大臣は「56 条の見直しについて研究する」と国会で表明しています。

SDGs の中で掲げられているジェンダー平等の視点からも解決すべき問題です。

アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスなど世界の主要国においては、家族労働者の「働き分」（自家労賃）を必要経費として認め、家族従業者の人権・労働を正当に評価しています。

日本では 568 自治体（2023.6.30 現在）で「所得税法第 56 条」の見直しや廃止の意見書が採択されています。

よって、当議会は所得税法第 56 条の見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

茨城県かすみがうら市議会

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣